

# おしらせ

6月1日(金)から

印鑑登録証明書の交付  
印鑑の登録、廃止 の手続きのときは

運転免許証、健康保険証などを  
ご提示ください。

本年6月1日(金)から、印鑑登録に係る手続きにおいて、虚偽や成りすましなどの不正の手段による手続きを防止するため、より厳格に本人確認を実施します。

そのため、窓口において手続きを行う際は、運転免許証やパスポート、健康保険証や年金手帳など、身分を証明するもの(本人確認書類)を提示していただくこととなります。

なお、本人確認書類を持っていない方は、職員にご相談ください。

お手数ではございますが、ご協力お願いいたします。

本人確認の対象者		提示する本人確認書類
印鑑登録証明書の交付申請者 (印鑑登録者本人又はその代理人)		表1又は表2の書類のうち1点 + 印鑑登録証又は住基カード 代理人が住基カードを預かり申請するとき は、委任状が必要です。
印鑑登録申請者 (本人申請)	顔写真付本人確認書類を持 参し、即日登録するとき	表1の書類のうち顔写真が貼付されているものを 1点(従前どおり)
	保証書により本人確認がで き、即日登録するとき	表1又は表2の書類のうち1点+保証書
	照会書を受領し、回答書を持 参するとき	表1又は表2の書類のうち1点+回答書
印鑑登録の廃止届出をする登録者 (本人申請)	次のいずれか	・表1の書類を1点 ・表2の書類を2点 ・表2の書類を1点+表3の書類を1点以上
印鑑の登録、廃止の手続の委任を受けた代理人 (代理申請・代理届出)		

表1、表2、表3は、裏面を参照してください。

回答書を代理人が持参する場合は印鑑登録申請者から表1又は表2の書類のうち1点を預かり提示してください。

お問い合わせは

名張市 市民部 総合窓口センター

TEL(0595)63-7440

表 1	住民基本台帳カード 旅券 運転免許証 海技免状 電気工事士免状 無線従事者免許証 動力車操縦者運転免許証 運行管理者技能検定合格証明書 猟銃・空気銃所持許可証 特殊電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証	航空従事者技能証明書 宅地建物取引主任者証 船員手帳 戦傷病者手帳 教習資格認定証 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 官公署がその職員に発行した身分証明書 在留カード又は特別永住者カード 小型船舶操縦免許証 警備業法第 2 3 条第 4 項に規定する合格証明書
	その他官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の顔写真を貼付し、かつ、住所及び生年月日の記載があるもの（写真に浮出しプレス等による証印又は特殊な加工のあるものに限る。）	

表 2	表 1 に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引替書類 国民健康保険被保険者証 健康保険被保険者証 船員保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証 共済組合員証 介護保険被保険者証 国民年金手帳	国民年金証書 厚生年金保険年金証書 船員保険年金証書 共済年金証書 恩給証書 生活保護受給証明書
	その他これらの書類と同等と認められるもの	

表 3	預金通帳 診察券 学校がその生徒に発行した学生証 法人がその職員に発行した身分証明書 本人の氏名が記載された公共料金の領収書 本人宛てに官公署から送付された文書（職印のあるものに限る。）
-----	--